

新潟県食品安全条例（仮称）骨子案の検討素材（案）

条例制定の趣旨

食品の安全・安心確保を図ることは、県民が健康な生活をおくる上で大変重要な要素です。

県では、食の安全に関する様々な問題に対処するため、平成15年8月に「新潟県における食品安全基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、具体的な事業実施計画はアクションプランで定め、施策を進めてきました。

しかし、食品の安全確保は、県民の消費行動や生産者及び事業者のモラルなど様々な要素が存在するため、県の取組とともに、生産者及び事業者、消費者のみならず県民との協働と相互理解が必要となるため、関係者の責務や県民の役割を明確にし、県全体で取り組む必要があります。

また、食品の安全確保に当たっては、関連施策の総合的推進がより一層求められています。

一方で、農産物の生産や加工食品の製造を重要産業とする本県にとって、食品の安全・安心を確保し、消費者の信頼を得ることは、農産物や加工食品の付加価値を高めることにもなります。

このため、食の安全・安心確保に関する施策について基本理念や関係者の責務等を明示し、県民が安全・安心な食品を享受し、かつ提供する新潟県を目指すため、条例を制定することとしました。

条例制定にあたっての視点

県民が安全・安心な食品を享受し、かつ提供する新潟県を目指すため

- (1) 県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明確にする。
- (2) 将来に渡って食の安全・安心確保に積極的に取り組むことを示す。
- (3) 食品についての関連施策の総合的推進を図る。
- (4) 情報公開の徹底と県民意見反映のための仕組みを作る。

検討素材の位置づけ

この検討素材は、県民の皆様から条例に盛り込むべき内容等について幅広く意見を頂くために、県としての基本的な考え方、規定内容の具体例、食の安全・安心懇談会¹で頂いた意見（別紙1）をたたき台として示してあります。

この内容を参考に、県民の皆様一人ひとりが、普段感じている食の安全・安心に対する思いや県、生産者及び事業者又は県民に対する率直な意見をそれぞれの立場でお互いに発信し、相互理解のもと、県民全体で条例をつくりあげて行きたいと考えています。

1 食の安全・安心懇談会：基本方針にもとづき、県の施策について県民皆様の意見を伺う場として設置。公募委員4名を含む、学識経験者、生産者団体の代表、事業者等17人から構成。

制定に向けた考え方

第1 総則

1 条例の名称

(考え方)

食の安全・安心確保は県民の生活に密接に関わっているととも、県民全体で推進するものであるため、県民に身近で分かりやすい名称にする必要があります。

既に制定された他都道県における条例の名称

制定都道県	条例の名称
岐阜県	岐阜県食品安全基本条例
群馬県	群馬県食品安全基本条例
宮城県	みやぎ食の安全安心推進条例
秋田県	秋田県食品の安全・安心に関する条例
東京都	東京都食品安全条例
埼玉県	埼玉県食の安全・安心条例
北海道	北海道食の安全・安心条例
大分県	大分県食の安全・安心推進条例
熊本県	熊本県食の安全安心推進条例

2 目的

(考え方)

条例の制定の趣旨を明確にするためのものです

(具体例)

県民が安全・安心な食品を享受し、かつ提供する新潟県を目指す。

施策の総合的推進を図る。

県民の健康保護を図る

県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明確にする。

3 基本理念

(考え方)

県が食の安全・安心確保施策を進めていく上での基本的な考え方や姿勢を示し、今後実施していく安全・安心確保対策のよりどころを明確にするためのものです。

(具体例)

県民の健康保護が最も重要との視点

県、生産者及び事業者、県民の協働²と相互理解が重要

食と農の視点を重視

農業生産県として、県民は、農業と食の安全に対する理解を深める。

環境への配慮

2協働：関係者がともに食の安全・安心確保に取り組むこと

4 関係者の責務及び役割

(1) 県の責務

(考え方)

条例の目的や理念を踏まえ、食の安全・安心確保施策を推進することを県の責務として明確にするものです。

(具体例)

基本理念にのっとり、食品の生産から消費に至るすべての過程で総合的かつ計画的に施策を実施する。

(2) 生産者及び事業者の責務

(考え方)

生産者及び事業者（農業や漁業の生産者、食品を製造、販売等する事業者）は、食品の供給者として、その安全確保に第一義的責任を有していることを明確にするものです。

(具体例)

食の安全確保に第一義的責任を有していることを認識
県が実施する食の安全確保施策に協力する
表示を含め適切な情報を提供、公開する
県民との相互理解の積極的な推進
環境に配慮
関係法令の遵守

(3) 県民の役割

(考え方)

食の安全・安心を確保するには、県や生産者及び事業者だけでなく、県民の積極的な取組が不可欠であることから、県民の役割を明確にするものです。

(具体例)

食の安全に対する知識を深め、風評に踊らされず、自ら考え合理的に行動
食品の大切さ、生産者及び事業者の取組を理解する
関係者が行う食の安全確保の取組に積極的に参加すると共に、意見を表明

第2 食品の安全・安心確保に関する基本的施策

(考え方)

食品の生産から消費までの各段階で、県は関係者の相互理解と協働のもと総合的な取組を計画的に進めることを示すものです。

(具体例)

(1) 基本計画の策定・公表

総合的な取組を計画的に推進するための計画を策定し公表

(2) 検査及び監視の体制整備

食品の生産から消費の段階における一貫した監視・指導及び検査体制を整備

- (3) 適正な表示（広告）の推進
- (4) 安全な食品の生産等の確保
 - 食品の生産から消費の段階におけるリスク管理の徹底
 - 生産者及び事業者が行っている取組の評価・公表
- (5) 県民意見の反映
 - 県民からの施策の申出制度の創設
- (6) 情報開示と知識の普及
 - 県民に対するわかりやすい情報の提供。関係者の相互理解の促進
- (7) 教育の充実
 - 食育や地産地消の推進
- (8) 調査研究の推進
- (9) 環境への配慮
 - 安全な農産物や食品の確保にあたり、生産環境等に配慮
- (10) 危機管理体制の整備
- (11) 推進体制の整備
 - 関連施策の総合的推進を図る体制の整備
- (12) 自発的活動の支援
 - 食の安全・安心に関する活動を行っている様々な団体への支援
- (13) 関係機関との連携
 - 国、他県、市町村との連携強化

第3 その他（付属機関の設置）

（具体例）

食の安全・安心懇談会の機能を強化し、条例に規定する付属機関に位置づけ、県に対し諮問や提言ができるようにする。

別紙1 懇談会で頂いた意見

1 条例の名称

「安全」だけでなく「安心」という言葉を使うなど、広がりを持つ命名が大事

2 条例の理念

- (1) 新潟県 = 食料供給県という要素を戦略的に活かすためにも、「安全・安心」の部分を強調して、例えば「食の安全・安心日本一」宣言を盛り込んだら効果的ではないか。
- (2) 「健康の維持・保護」という要素を盛り込んだ方が良い。
- (3) 食に「環境への配慮」という要素を絡めて盛り込んだ方が良い。
- (4) 食文化の要素を盛り込んだ方が良い。
- (5) 生産者も消費者も「生活者」である等、両者を関係づける要素を盛り込めば、条例の理念に広がりが出てくる。
- (6) 食に「農」という要素を絡めて、盛り込んだ方が良い。
- (7) 新潟県は首都圏と異なり、生産と消費の現場が近くにある。また、農業が盛んだが、日本海に面していて水産の要素もある。そうした農林水産に加え環境面も考慮に入れて、生産者と消費者が手を携えて推進していく関係を強調した方が良い。

3 県民の役割

- (1) 条例を身近にするためにも、「県民の役割」を県民自身が共感を覚えるように掘り下げ、新潟県独自の形にして盛り込んだ方が良い。
- (2) 県民が、自分たちの身近な食の安全に対する責任を、自分たちで作り出していけるように、受け身の姿勢ではなく、政策等に能動的に取り組める形にした方が良い。

4 基本的施策

- (1) 生産から消費までの間で、資源の節約、ゴミ排出の抑制、生産資材の有効活用等、環境に配慮した視点を導入した方がよい。
- (2) 新潟県の独自色として、生産現場の環境への配慮も盛り込んだ方が良い。
- (3) 生産から消費まで、漏れのない安全対策が必要。
- (4) 何か起きた時に行政の監視・規制機能を補う側面もあるので、事業者だけでなく、食の安全・安心に関する活動を行っている様々な団体への支援を導入した方が良い。
- (5) 食品供給県として発展するため、「食育・食文化」を盛り込んだ方が良い。
- (6) 学校教育の中での「食育・食文化」という要素を盛り込んだ方が良い。
- (7) 県民が「おいしい・楽しい」に取り組んでいくことで、安全・安心につながっていく流れが盛り込まれた方が良い。
- (8) 地元発の食文化の育成が必要。

5 附属機関の設置

- (1) 答申を出すのであれば、審議会が必要になると思う。
- (2) B S E 問題・アレルギー問題等もあるので、医学的・医療的要素を加味した未来形の審議会が必要である